

指定相当訪問型サービス 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業主（法人）の名称	株式会社 青い鳥
主たる事業所の所在地	〒792-0026 新居浜市久保田町3丁目9番27号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 白石 真奈美
設 立 年 月 日	平成12年7月7日
電 話 番 号	0897-65-3770

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケア・ステーション 青い鳥
サ ー ビ ス の 種 類	指定相当訪問型サービス
事業所の所在地	〒792-0026 新居浜市久保田町3丁目9番27号
電 話 番 号	0897-65-3770
事業所番号	3870500661
管理者の氏名	白石 真奈美
通常の事業の実施地域	新居浜（大島、別子山を除く）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごす事ができるよう、指定相当訪問型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化防止のため、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

指定相当訪問型サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例）起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例）調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振替休日を含む）年末年始（12/29～1/3）、盆（8/14～8/16）、地方祭（10/16～10/18）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、電話などにより24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	職務の内容
管理者	常勤 1名	従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮指令を行う。
サービス提供責任者	常勤 1名以上 (利用者の数が40又はその端数を増すごとに1名以上配置する)	・訪問型サービス個別計画等の作成等を行い、利用の申し込みにかかる調整 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議等への出席、利用者に関する情報提供の共有等多職種との連携 ・従業者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握 ・従業者の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施
訪問介護員等	常勤換算数 2.5以上 (サービス提供責任者を含む)	個別サービス計画等に基づき第1号訪問事業（指定相当訪問型サービス）の提供に当たる。

7. サービス提供責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	栢井 真奈美	山内 欣子	加藤 佐緒里
--------------	--------	-------	--------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は別紙のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた割合の金額です。ただし、介護保険の支給限度を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の金額をご負担いただきます。

（1）指定相当訪問型サービスの利用料

基本利用料は、新居浜市が要綱で定める金額であり、これが改正された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

加算においても、新居浜市が要綱で定める金額であり、それぞれの加算の要件を満たす場合、基本部分に加算されます。

（2）キャンセルに対する対応

利用予定のサービス提供をキャンセルした場合、日付変更等の対応は受けかねます。

（3）支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますのでサービスを利用した月の翌月末までに現金でお支払ください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、事業所に連絡し、担当者より主治医及び家族へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

緊急時対応窓口	0897-65-3770 担当者 栢井 真奈美
---------	-------------------------

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、事業所へ連絡し担当者より速やかに利用者の家族、担当の宅介護事業所、新居浜市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故発生時対応窓口	0897-65-3770 担当者 栢井 真奈美
-----------	-------------------------

11. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	0897-65-3770 月曜～金曜 8:30～17:30 担当者 栢井 真奈美
---------	---

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し出ることができます。

苦情受付機関	新居浜市介護福祉課	0897-65-1241 月曜～金曜 8:30～17:15 (祝日及び12/29～1/3は除く)
	愛媛県国民健康保険団体連合会	089-968-8700 月曜～金曜 8:30～17:15 (祝日及び12/29～1/3は除く)

（3）当事業所は、第三者による評価は受けておりません。

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（1）サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取り扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

（2）訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

（3）体調や容態の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地居宅介護事業所又は当事業所へご連絡ください。

13. 個人情報について

（1）当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

- (2) 当事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の代表（代理人）の了解を得るものとします。
- (3) 当事業所は、従事者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとします。
- (4) 当事業所は、従事者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとします。

1 4. 利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

1 5. その他運営に関する重要事項

従業者の資質向上のために研修の機会を設け、指定相当訪問型サービスに関する諸記録を整備し、そのサービスの完結の日から最低5年間は保存するものとします。

提供するサービスの利用料【表 1】

サービス内容		単位数 ※1	介護報酬料金 ※2
訪問型独自サービス 11	事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	1 月につき 1,176 単位	11,760 円
訪問型独自サービス 11 日割	事業対象者・要支援 1・2 (週 1 回程度)	1 日につき 39 単位	390 円
訪問型独自サービス 12	事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回程度)	1 月につき 2,349 単位	23,490 円
訪問型独自サービス 12 日割	事業対象者・要支援 1・2 (週 2 回程度)	1 日につき 77 単位	770 円
訪問型独自サービス 13	事業対象者・要支援 2 (週 2 回を超える程度)	1 月につき 3,727 単位	37,270 円
訪問型独自サービス 13 日割	事業対象者・要支援 2 (週 2 回を超える程度)	1 日につき 123 単位	1,230 円

※1 介護報酬の計算は「単位」というものを元にして計算します。通常、1 単位当たりの単価は 1 0 円ですが、1 単位をいくらにするかは、地域ごとに、またサービスの種類によって定められています。新居浜市の事業所は 1 単位 1 0 円と定められています。

※2 介護報酬料金＝単位数×1 0 円（1 円未満の端数切捨て）

加算表【表 2】

サービス内容	単位数	介護報酬料金
※3 初回加算（初回のみ）	200 単位	2,000 円
※4 生活機能向上連携加算Ⅰ（1 月につき）	100 単位	1,000 円
生活機能向上連携加算Ⅱ（1 月につき）	200 単位	2,000 円
※5 介護職員等処遇改善加算Ⅰ		

※3 新規利用者の居宅へ訪問し、利用者の同意後、居宅での介護サービスを提供した際の加算です。算定要件は以下の 2 つの場合があり、いずれも初回もしくは初回の入っている月に行います。

- ① サービス提供責任者が、自らサービスを提供した場合。
- ② サービス提供責任者が、サービスを提供する介護スタッフに同行する場合。

※4 訪問リハビリテーション事業所や通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問する時に、訪問介護事業所のサービス提供責任者が同行するなどして共同でアセスメントを行い、訪問介護計画書を作成し、その後 3 カ月間理学療法士等と連携して訪問介護を行った場合に算定できるものです。各算定要件は下記のとおり行います。

加算Ⅰ 訪問リハ、通所リハ、リハを行う医療機関の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が自サービス事業所利用時の利用者の状態を把握した上で、または動画等で現状を確認した上で、加算を算定する事業所のサービス提供責任者等に助言を行います。
サービス提供責任者等（計画作成責任者、介護支援専門員）は、助言を参考に生活機能の向上を目標に入れた計画書を作成します。
定期的に現状の確認と助言をもらい、必要に応じて計画の変更を行います。

加算Ⅱ 加算Ⅰ同様の事業所や機関に所属の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が、利用者宅を訪問した上で加算Ⅰ同様に助言等を行い、サービス提供責任者等は計画書の作成や変更を行う。

※5 介護職員等処遇改善加算Ⅰは、【表 1】【表 2】の単位数の 24.5%に相当します。